



長野県告示第549号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成19年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成19年10月29日

長野県知事 村 井 仁

農村活性化支援事業交付金交付要綱（平成19年10月5日19農振第360号）の規定に基づく交付金の交付

行政改革課

長野県告示第550号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年10月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
須坂市大字豊丘字乳山3321の41（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第551号

国土交通大臣から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年10月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 2 作業期間
平成17年7月1日から平成19年3月31日まで

3 作業地域

- (1) 平成17年度着手地域
長野市、上田市、須坂市
- (2) 平成18年度着手地域
松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、千曲市、下諏訪町、辰野町、坂城町

土木政策課

長野県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年11月12日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年10月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 (1) 路線名 292号
- (2) 供用を開始する区間
中野市大字壁田字上河原1541番地先から
中野市大字壁田字谷地1463番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年10月31日
- 2 (1) 路線名 壁田松崎線
- (2) 供用を開始する区間
中野市大字壁田字谷地1479番地先から
中野市大字間長瀬字冷泥359番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年10月31日

道路管理課

長野県告示第553号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年10月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
笠倉、牡丹沢1（土）、牡丹沢2（土）、上ノ山2、上ノ山1、本沢川支3、本沢川、本沢川支1、本沢川支2、独活沢1、荒山2、荒山1、桐ノ木坂、大洞沢2、大洞沢3、大洞沢4、大洞沢1、谷地川、替佐沢、美沢（土）及び伊予岡（土）
- 2 指定の区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第554号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年10月29日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

牡丹沢1（土）、牡丹沢2（土）、上ノ山2、本沢川支3、本沢川支1、独活沢1、荒山2、荒山1、桐ノ木坂、大洞沢2、大洞沢3、大洞沢4、大洞沢1、谷地川、替佐沢、美沢（土）及び伊予岡（土）

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第555号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年10月29日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

笠倉2、穴田南1、穴田南2、穴田大下、豊田中学校北2、豊田中学校北3、豊田中学校北4、豊田中学校西、伊予岡1、伊予岡2、消防署北1、消防署北2、消防署北3、消防署西、飯綱平東、第二保育所東、荒山1、荒山2、城下団地東、上今井西部6、上今井西部1、上今井西部7、上今井西部8、上今井西部3、上今井西部9、上今井西1、上今井西2、上ノ山北、蚊里田神社、緑ヶ丘北2、上ノ山南1、上ノ山南2、萑山西、萑山1、萑山2、萑山3、萑山4、萑山5、萑山6、牡丹沢1、牡丹沢2、牡丹沢4、牡丹沢3、上今井西部4、道光寺西6、道光寺西7、道光寺西8、道光寺西5、道光寺西4、道光寺西9、道光寺西1、道光寺西2、上今井西部2、道光寺2、上今井西部5、道光寺3、道光寺1、道光寺6、道光寺4、道光寺5、替佐橋西1、替佐橋西2、替佐橋西4、替佐橋西3、穴田日影、穴田、穴田西1、穴田西2、穴田西3、西の山、穴田北1及び穴田北2

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第556号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年10月29日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

笠倉2、穴田南1、穴田大下、豊田中学校北2、豊田中学校北3、豊田中学校西、伊予岡1、伊予岡2、消防署北2、消防署北3、飯綱平東、第二保育所東、荒山1、上今井西部6、上今井西部1、上今井西部7、上今井西部8、上今井西部3、上今井西部9、蚊里田神社、上ノ山南1、上ノ山南2、萑山西、萑山1、萑山3、萑山4、萑山5、牡丹沢2、牡丹沢3、上今井西部4、道光寺西6、道光寺西7、道光寺西8、道光寺西5、道光寺西4、道光寺西9、道光寺西1、道光寺西2、上今井西部2、道光寺2、上今井西部5、道光寺3、道光寺1、道光寺6、道光寺5、替佐橋西1、替佐橋西2、替佐橋西4、替佐橋西3、穴田日影、穴田、穴田西1、穴田西2、穴田西3、西の山、穴田北1及び穴田北2

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課